

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年11月21日（平成29年（行情）諮問第445号）

答申日：平成30年7月4日（平成30年度（行情）答申第162号）

事件名：庁舎等新営（電気設備）工事竣工図（特定刑事施設保有）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書4，文書6，文書7，文書9ないし文書11，文書14，文書15，文書17及び文書18（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月11日付け仙管発第1037号をもって仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。
- (2) 原処分でなした行政文書が偽造又は変造されているので真正な文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

- ア 上記1（1）開示決定通知書，一部不開示理由としてある（1），（3），（5）及び（7）の行政文書は，法により開示義務があるもので不開示決定は不当であり，その取消しを求める。
- イ 上記1（2）開示決定通知書で開示された行政文書は特定刑事施設より開示されたものであるが，特定刑事施設の職員よりPDF等により偽造された文書で真正なものではないと教示を受け，真正なものでない行政文書の開示は不当であり，原本と同一のものの開示を求める。上記は，平成27，28年度に行政文書開示請求を受けた文書の一部。

(2) 意見書（添付資料は省略）

- ア 本件請求は，特定刑事施設特定場所A勤務職員の一部と夜間勤務職員等から請求人が開示請求をした行政文書を矯正管区に送付する前に同じ物を調査できない様，一部改ざん偽造し，業者に問い合わせ

ても判別できないようにして提出し、また情報公開個人情報審査会から調査があっても、外部の業者に調査したり原本を提出することはないから判明しないと告知を受けたので、不服申立てをした。

イ 文書1ないし3及び14の行政文書に係る開示の正当性について

(ア) 文書1, 自動放送設備(1), (2), 自動放映設備, 文書2, 3及び14の行政文書に記録されている内容は、業者から機器の調達をするのに必要な情報及び施工後の完成図が記載されているものであり、詳細な機器の名称及び仕様は業者が販売をするために公開しているものであって、競争上の地位を害すおそれはなく、また、他の刑事施設で同様の行政文書を開示請求した結果全ての行政文書を開示していることと行政がなす処分等に関しては常にそれが適法かつ妥当であるよう自己統制をし、行政の統一性を図ること法の下での平等という観点からも開示が妥当であると思料される。(添付1, 2, 5)

(イ) 上記(ア)設備は刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律72条1項「刑事施設の長は被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。」と規定しており、特定刑事施設においては、同項の規定を受け、被収容者に対して告知放送及び時事の報道に触れさせる目的のラジオ放送、被収容者に対しては、矯正指導日における教育カリキュラム放送を実施、聴取させているものであり、これに使用する設備であり諮問庁が説明する法5条4号及び6号に該当すると思料されない。

ウ 文書3, 7, 9, 15及び18の行政文書に係る開示の正当性について

(ア) 諮問庁が理由説明書にて主張しているところによると、一般には公開されていないとされているが、文書3, 7, 9, 15及び18の行政文書には「入札会員」と題する行政文書が存在しており、公告とは官報と同様、官公庁等が一般に告知することと解し、主張に理由がなく、法2条2項1号に該当すると思料される。(添付3, 4)

(イ) 平成28年5月6日付け行政文書開示請求による開示文書には、上記刑事施設の同様の文書が開示されていること、上記イ(ア)と同様行政処分に関しては統一性を図る事及び法の下での平等という観点からも開示が妥当だと思料される。(添付3, 4)

エ 文書4, 6, 7, 9, 10, 11, 15, 17及び18の行政文書について

(ア) 文書 4, 6, 10, 11 及び 17 の行政文書の職員の氏名及び印影については理由説明書のとおりと史料する。

(イ) 文書 7, 9, 15 及び 18 の行政文書に記載の職員氏名, 印影は法 5 条 4 号, 6 号に該当するとしているが, 「入札公告」, 「入札説明書」は特定刑事施設特定場所 A 掲示板, 特定場所 B, 特定矯正施設に公告してあり, 上記ウ (ア) と同様, 法 2 条 2 項 1 号に該当すると史料される。

オ 文書 14 の行政文書に係る開示の正当性について

上記イ (ア), (イ) と同様であり, 刑事施設の行政文書は, 統一的に開示されるべきであり, 添付 3, 4 のとおり民間ではインターネットや説明書等が開示されていることからみても法 5 条 2 号イに該当するとは史料されない。(添付 5)

カ 本件開示行政文書が偽造されている可能性について

(ア) 平成 28 年 5 月 6 日付け仙管発第 456 号行政文書開示決定通知書であった平成 22 年 1 月 12 日発議「多重放映制御システムの仕様について (伺い)」(特定刑事施設) (受付第 68-1 号) の行政文書と本件開示決定があった行政文書は同一の行政文書を開示しているものであり, 内容に相違があることから偽造であることが判明した。

また, 本件審査請求書に添付しているものである。

(イ) 上記アで記載のとおり特定刑事施設が組織的に偽造したものである可能性が強く, 仙台矯正管区は本件行政文書の原本を保有していないことから調査は不十分であり, 全文書の一部が偽造されている場合, 原本の提出を受けても契約業者等の押印がないものは偽造が可能であり, 契約業者に直接確認を行うなどの調査をしない限り鑑別は不可能と史料される。

(ウ) 上記行政文書は, 添付の書類 (添付 1, 2) から引用して作成したとの告知を受け, 実際はその内容では不可能な設備と特定刑事施設職員から告知を受けたが, 不開示部分があり判別ができないため, 貴審査会での鑑別を求める。

(エ) 本件行政文書開示の実施方法の申出書に記載の行政文書ファイル管理簿 (特定刑事施設) (仙台矯正管区) の開示枚数も偽造であるとの告知があり, また, 開示枚数どおり開示を受けておらず偽造の可能性があるので調査を求める。

キ 以上のことから本件請求不開示決定部分はいずれも開示すべきものであり, また本件開示行政文書はいずれも調査がつくされておらず不当なのですみやかに調査し, 正当なものを開示するとのことが妥当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、平成29年9月11日付け行政文書開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）をもって、別紙の2の文書1ないし文書20の行政文書を一部開示するとの決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、

(1) 本件通知書に記載された一部不開示理由の(1)、(3)、(5)及び(7)については、法により開示義務があるのだから、一部不開示とするのは不当であり、取消しを求める（以下「本件請求趣旨1」という。）。

(2) 原処分により開示された行政文書は、偽造されたものであり、不当であるから、原本と同一の文書を開示するよう求める（以下「本件請求趣旨2」という。）。

と主張していることから、以下、本件請求趣旨1に係る不開示情報該当性及び本件請求趣旨2に係る開示文書の妥当性について検討する。

2 本件請求趣旨1に係る不開示情報該当性について

(1) 本件通知書の記2「不開示とした部分とその理由」(1)において、処分庁は、別紙の2の文書1ないし文書3及び文書14の各行政文書に記録されている放送設備システムに係る系統図等、機器名称及び仕様が、法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして、これらの部分を不開示としている。

放送設備システムに係る系統図等、詳細な機器の名称及び仕様は、当該システムを施工した業者のアイデアやノウハウに係るものである。したがって、これらの情報が開示された場合、当該施工業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、当該施工業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当する。

また、これらの情報が開示された場合、当該設備の性能や構造等が判明することとなり、刑事施設における施設機能の妨害や破壊を企図し、あるいはそのような妨害・破壊等の機会に乗じて逃走等の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を未然に防止するため、当該設備の設置箇所等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、法5条6号にも該当する。

(2) 本件通知書の記2「不開示とした部分とその理由」(3)において、処分庁は、別紙の2の文書3、文書7、文書9、文書15及び文書18

の各行政文書に記録されている一般には公開されていない法務省大臣官房施設課及び特定刑事施設の内線番号及びFAX番号が、法5条6号に該当するとして、これらの部分を不開示としている。

これらの情報については、公にすることにより、当該課等における業務のかく乱や、当該課等の運営や業務に対する攻撃、いたずら、偽計等を目的とする架電等が頻発する事態が容易に推測され、当該課等の通常業務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれが認められるため、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

加えて、特定刑事施設に係る内線番号等については、事務の適正な遂行に支障が生じた結果として、施設内における保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当する。

- (3) 本件通知書の記2「不開示とした部分とその理由」(5)において、処分庁は、別紙の2の文書4、文書6、文書7、文書9ないし文書11、文書15、文書17及び文書18の各行政文書に記録されている特定刑事施設で勤務する職員の氏名及び印影が、法5条4号及び6号に該当するとして、これらの部分を不開示としている。

刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名等を開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、職員の氏名等は法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、職員の氏名等は、法5条4号の不開示情報にも該当する。

開示された各行政文書において不開示とされている職員の氏名は、いずれも当該行政文書が作成された当時に発刊されていた国立印刷局編

「職員録」に掲載されておらず、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号に該当する。

- (4) 本件通知書の記2「不開示とした部分とその理由」(7)において、処分庁は、別紙の2の文書14の行政文書に記録されている多重放映制御装置に係る数量、単価、品名及び仕様等が、法5条2号イに該当するとして、これらの部分を不開示としている。

多重放映制御装置に係る数量、単価、品名及び仕様等は、当該システムを施工した業者のアイデアやノウハウに係るものである。したがって、これらの情報が開示された場合、当該施工業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、当該施工業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、これらの情報は、法5条2号イに該当する。

3 本件請求趣旨2に係る開示文書の妥当性について

審査請求人は、本件請求趣旨2として、原処分により開示された行政文書は、偽造されたものであり、不当であると主張している。審査請求人のいう「偽造」がいずれの部分に対するどのような行為であるかは必ずしも判然としないが、通常、写しの送付により行政文書を開示する際は、当該行政文書の原本から複写を作成し、これを開示していることから、原処分において開示した各行政文書の複写作成状況について、処分庁に確認したところ、いずれの開示文書についても、保有先である特定刑事施設及び仙台矯正管区において、当該行政文書の原本から複写を作成し、開示したものであり、審査請求人が主張するような何らかの偽造等が行われた経緯は認められないとの回答を得た。

- 4 以上のとおり、本件請求趣旨1については、いずれの一部不開示理由についても、法5条の不開示情報に該当することが明らかであり、また、本件請求趣旨2についても、偽造等が行われた事実は認められず、原本を複写したものが開示されていると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成29年11月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月12日 | 審議 |
| ④ 同月20日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |

⑤ 平成30年6月4日

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年7月2日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる各文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる各文書を特定した上、その一部が法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。すなわち、原処分では、①文書1ないし文書3及び文書14につき、放送設備システムに係る系統図等、機器名称及び仕様が同条2号イ、4号及び6号に、②文書3、文書5、文書12及び文書14につき、法人の社員の氏名及び印影が同条1号に、③文書3、文書7、文書9、文書15及び文書18につき、一般に公開されていない法務省と特定刑事施設の内線番号及びFAX番号が同条6号（諮問庁において同条4号及び6号柱書きに訂正）に、④文書5、文書6及び文書12ないし文書14につき、法人の社印の印影が同条2号イに、⑤文書4、文書6、文書7、文書9ないし文書11、文書15、文書17及び文書18につき、特定刑事施設で勤務する職員の氏名及び印影（姓）が同条4号及び6号に、⑥文書10及び文書17につき、落札者以外の法人名と入札金額が同条2号イに、⑦文書14につき、多重放映制御装置に係る数量、単価、品名及び仕様等が同号イに該当するとして、当該部分を不開示とした。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において「開示決定通知書一部不開示理由としてある（1）、（3）、（5）及び（7）（原処分の不開示理由中、上記①、③、⑤及び⑦がこれに対応する。）の行政文書は、法により開示義務があるもので不開示決定は不当であり、その取消しを求める。」等記載していることから、原処分のうち、上記①、③、⑤及び⑦に係る不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）について取消しを求めていると解されるところ、これを前提に、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する（なお、審査請求人の上記第2の2（1）イの主張は、本件対象文書の開示の実施に関する主張にすぎないと解されるので、当該主張については判断しない。）。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）上記1の①について（文書1ないし文書3及び文書14につき、下記イの理由により不開示とされた部分の関係）

ア 標記の不開示部分には、特定法人Aが物品供給契約により特定刑事施設に納入した放送設備システム、平成19年度庁舎等新営（電気設備）工事の施工業者である特定法人B及びCが作成した同システムに係る系統図等のほか、同システムに係る機器の名称及び仕様が記載さ

れており、当該各業者の機器の調達等に関するアイデアやノウハウが含まれていると認められる。

イ これに関する諮問庁の説明は、上記第3の2(1)のとおりである。

ウ そこで、上記アで認定したところを踏まえて検討すると、標記の不開示部分については、これを公にすると、特定法人A、B及びCの機器の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、特定法人A、B及びCの競争上の地位を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

エ したがって、標記の不開示部分は、法5条2号イに該当し、同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 上記1の③について(文書3、文書7、文書9、文書15及び文書18につき、下記イの理由により不開示とされた部分の関係)

ア 標記の不開示部分には、法務省大臣官房施設課や特定刑事施設の内線番号及びFAX番号が記載されていると認められるところ、諮問庁は、これらの番号は一般には公開されていない旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

イ これに関する諮問庁の説明は、上記第3の2(2)のとおりである。

ウ そこで、上記アで認定したところを踏まえ、法務省が行う業務の内容や刑事施設において行われる業務の性質等に照らして検討すると、標記の不開示部分については、これを公にすると、法務省大臣官房施設課や特定刑事施設における業務のかく乱や、当該課等の運営や業務に対する攻撃、いたずら、偽計等を目的とする架電等が頻発する事態が容易に推測され、当該課等の通常業務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

エ したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 上記1の⑤について(文書4、文書6、文書7、文書9ないし文書11、文書15、文書17及び文書18につき、下記イの理由により不開示とされた部分の関係)

ア 標記の不開示部分には、特定刑事施設で勤務する職員の氏名及び印影(姓)が記載されていると認められる。

イ これに関する諮問庁の説明は、上記第3の2(3)のとおりである。

ウ そこで、上記アで認定したところを踏まえ、刑事施設で勤務する職員の職務の性質等に照らして検討すると、標記の不開示部分については、これを公にすると、被収容者又はその関係者等から特定刑事施設で勤務する職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加え

られるおそれは相当程度高い旨の諮問庁の説明は、その前提となる刑事施設で勤務する職員の置かれた状況も含めて、首肯できる。なお、当審査会事務局職員をして上記第3の2(3)掲記の「職員録」を確認させたところ、本件対象文書で氏名を不開示とされている職員の氏名は、いずれも当該「職員録」に掲載されていないことが認められる。

エ したがって、標記の不開示部分は、これを公にすると、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 上記1の⑦について(文書14につき、下記イの理由により不開示とされた部分の関係)

ア 標記の不開示部分は、特定刑事施設に納入された多重放映制御装置に係る特定法人A作成の内訳書内の「品名及び仕様」欄、「数量」欄及び「単価」欄の記載の一部であって、特定刑事施設の多重放映制御装置の整備業務を落札した業者である特定法人Aが入札書に掲記した、具体的な機器の数量や単価等に関する情報が記載されており、特定法人Aの機器の調達等に関するアイデアやノウハウが含まれていると認められる。

イ これに関する諮問庁の説明は、上記第3の2(4)のとおりである。

ウ そこで、上記アで認定したところを踏まえて検討すると、標記の不開示部分については、これを公にすると、特定法人Aの機器の調達等に関するアイデアやノウハウに係る情報を他社が入手することが可能となり、特定法人Aの競争上の地位を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

エ したがって、標記の不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ、4号並びに6号及び同号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同条2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求において開示が求められた文書

- (1) 平成19年度庁舎等新営（電気設備）工事，竣工図（特定刑事施設）（放送設備に関する部分）全部
- (2) 上記（1）竣工図記載の自動放送設備（1）（2）に係る，①「物品供給契約書」，②「注文書」，③「設計図書」，④「完成図書」，⑤「納入物品説明書」，⑥「応札物品確認申請書」，⑦「物品カタログ」，⑧「手順書」，⑨「システム操作取扱説明書」，⑩「メンテナンス説明書」，⑪「施工図」，⑫「機器配置図」，⑬「システム機器構成図」，⑭「機器接続図」，⑮「物品管理簿」，⑯「使用物品請求書」，⑰「物品取得請求書及び物品取得通知書」，⑱「納品書」，⑲「内訳書」，⑳「入札説明書」，「仕様書」，「入札調書」，「入札公告」
行政文書（特定刑事施設）全年度，全部
- (3) 上記（1）竣工図記載の自動放映設備に係る上記（2）①ないしまでの行政文書（特定刑事施設）全年度，全部
- (4) 上記（1）竣工図記載の拡声設備に係る上記（2）①ないしまでの行政文書（特定刑事施設）全年度，全部
- (5) 平成23年12月6日契約の自動放送設備に係る上記（2）①ないしまでの行政文書（特定刑事施設）全年度，全部
- (6) 本件請求日現在使用している多重放映制御装置の上記（2）①ないしまでの行政文書（特定刑事施設）全年度，全部
- (7) 本件請求日現在使用している「行政文書ファイル管理簿」（特定刑事施設）全年度，全部
- (8) 本件請求日現在保有している受刑者が発信・受信した内容をコピー（複写）して保存した行政文書（特定刑事施設）
- (9) 平成27年度審査の申請で認容の裁決をした行政文書（仙台矯正管区）

2 処分庁が特定した文書

- 文書1 平成19年度庁舎等新営（電気設備）工事，竣工図（放送設備に関する部分）（特定刑事施設保有）（本件対象文書）
- 文書2 完成図書（自動放送設備（平成23年12月6日契約のものを除く），自動放映設備，拡声設備部分）（特定刑事施設保有）（本件対象文書）
- 文書3 設計図書（自動放送設備（平成23年12月6日契約のものを除く），自動放映設備，拡声設備部分）（特定刑事施設保有）（本件対象文書）
- 文書4 平成23年度「物品管理簿」（自動放送装置一式部分のみ）（特定

- 刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書5 平成23年度「納品書」(自動放送装置部分) (特定刑事施設保有)
- 文書6 平成23年12月6日「物品供給契約書(自動放送設備)」(特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書7 入札説明書(自動放送装置部分) (平成23年12月6日契約分) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書8 特定刑事施設自動放送装置整備仕様書(平成23年12月6日契約分) (特定刑事施設保有)
- 文書9 入札公告(自動放送装置契約部分) (平成23年12月6日契約分) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書10 入札調書(自動放送装置契約部分) (平成23年12月6日契約分) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書11 平成21年度「物品管理簿」(多重放映制御装置部分のみ) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書12 平成21年度「納品書」(多重放映制御装置部分) (特定刑事施設保有)
- 文書13 平成22年2月9日「物品供給契約書」(多重放映制御装置) (特定刑事施設保有)
- 文書14 平成22年1月5日付け「多重放映制御装置内訳書」(特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書15 入札説明書(多重放映制御装置部分) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書16 特定刑事施設多元放映システム設置仕様書(特定刑事施設保有)
- 文書17 入札調書(多元放映装置物品供給契約部分) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書18 入札公告(多重放映制御装置部分) (特定刑事施設保有) (本件対象文書)
- 文書19 行政文書ファイル管理簿(特定刑事施設保有)
- 文書20 行政文書ファイル管理簿(仙台矯正管区保有)